

重要

介護老人福祉施設 アットホーム諸岡 料金表

当ホームは、「ユニット型介護福祉施設」のサービス事業者として、福岡県から指定を受けて介護サービスを提供します。介護保険自己負担金は介護保険法ほか関係法令に基づいて定められるため、契約期間中に関係法令が改定された場合には、改定後の金額を適用いたします。

平成30年4月1日現在のご利用料金につきましては、下記の通りとなっておりますが、今後も当施設の施設基準によって、若干の変更がある可能性もございます。

要介護度	1	2	3	4	5	
ユニット型介護福祉施設サービス費	665円	735円	811円	881円	951円	
栄養マネジメント加算	15円/日					
日常生活継続支援加算	48円/日					
サービス提供体制加算(Ⅰ)イ	19円/日(*) ※日常生活継続支援加算が算定できない場合に算定します					
看護体制加算(Ⅰ)	5円/日					
看護体制加算(Ⅱ)	9円/日					
個別機能訓練加算	13円/日					
生活機能向上連携加算	105円/日(*)					
夜勤職員配置加算	夜間職員配置加算(Ⅱ)□ 19円/日					
	※但し夜間を通じて看護職員又は喀痰吸引等の実施ができる 介護職員配置の場合(Ⅳ)□を算定します 夜間職員配置加算(Ⅳ)□ 22円/日					
精神科療養指導加算	6円/日					
口腔衛生管理体制加算	32円/月					
口腔衛生管理加算	94円/月(*)					
経口維持加算(Ⅱ)	105円/月(*)					
褥瘡マネジメント加算	11円/月(*)3ヶ月に1回					
排泄支援加算	105円/月(*)					
療養食加算	7円/回(*)					
低栄養リスク改善加算	314円/月(*) ※低栄養リスクの高い入所者への取組み (同意日の属する月から算定して6ヶ月以内)					
再入所時栄養連携加算	418円/回(*) ※医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など入所時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合の再入所時1回のみ					
若年性認知症利用者受入加算	126円/日(*)					
介護職員処遇改善加算(8.3%)	65円/日	70円/日	77円/日	83円/日	89円/日	
食費	第1段階	300				
	第2段階	390				
	第3段階	650				
	第4段階	1,380				
居住費	第1段階	820				
	第2段階	820				
	第3段階	1,310				
	第4段階	1,970				
1ヶ月(30日)あたりの自己負担額	第1段階	58,861	61,135	63,614	65,889	68,164
	第2段階	61,561	63,835	66,314	68,589	70,864
	第3段階	84,061	86,335	88,814	91,089	93,364
	第4段階	125,761	128,035	130,514	132,789	135,064

平成30年4月1日現在

上記「*」につきましては、体制の状況により加算対象となります。また、状況により金額が異なる場合があります。

※生活保護受給者の方で「社会福祉法人利用者負担限度額軽減確認証」をお持ちの方は居住費が全額免除になります。

(裏面もあります)

【特定入所者介護サービス費(食費と居住費)の減額対象者】

第1段階	生活保護受給者の方	
第2段階	世帯全員が市民税非課税	老齢福祉年金受給者 〈所得＋課税年金〉 年間所得80万円以下の方
第3段階		〈所得＋課税年金〉 年間所得80万円超
第4段階	上記以外	

▼その他、実費負担として必要になる費用

理美容代、レクリエーション材料費、日用品費、医療費(医療保険適用)